

○江田島市企業立地奨励条例施行規則

平成16年11月1日

規則第122号

改正 平成26年2月28日規則第4号

平成28年3月14日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、江田島市企業立地奨励条例（平成16年江田島市条例第149号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(増設の取扱い)

第2条 条例第2条第3号の増設の場合、事業の用に供する設備のうち、機械及び装置について同一経営体内における市以外からの移動によるものは、これを増設として取り扱う。

(指定の申請)

第3条 条例第3条第2項の規定により奨励事業者の指定を申請しようとする者は、企業立地奨励事業者指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、原則として産業施設等の新設又は増設に着手する日の1月前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 公害防止対策計画書及び環境保全対策計画書
- (3) 法人登記簿謄本又は住民票抄本
- (4) 定款又は規約
- (5) 土地の登記簿謄本
- (6) 土地の売買契約書の写し又は賃貸契約書の写し
- (7) 産業施設等の配置図及び設計図
- (8) 従業員の雇用に関する計画書
- (9) 事業継続誓約書（様式第2号）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定の決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、これを審査し、条例第4条の基準に適合し指定することが適当であると決定したときは、企業立地奨励事業者指定通知書（様式第3号）により申請者へ通知する。

（奨励金の端数処理）

第5条 条例第5条第1号、第3号及び第4号の規定により算出した奨励金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（新規雇用奨励金の交付条件）

第6条 条例第6条第2項本文に規定する新規に雇用した常勤の従業員（以下「新規雇用者」という。）とは、次の各号の全ての要件に該当する者をいう。

（1） 期間の定めのない労働契約を締結し、雇用される者（短時間労働者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者をいう。以下同じ。）を除く。）

（2） 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者

（奨励金の交付申請）

第7条 条例第5条第2項の規定により奨励金の交付を申請しようとする奨励事業者は、次の各号に掲げる奨励金について当該各号に定めるところにより市長に提出しなければならない。

（1） 企業立地奨励金 新設し、又は増設した産業施設等が操業を開始した日以降において、事業に供している当該産業施設等の固定資産に対して新たに固定資産税が課せられることになった年以降5年間、各年度の当該固定資産税が課せられた年度の1月末日までに、企業立地奨励金交付申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して提出すること。

ア 事業報告書（事業開始の年度にあつては申請する日までの事

業報告)

- イ 建物の登記簿謄本（２年度目以降は変更があった場合のみ）
- ウ 建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）に基づく検査済証の写し（２年度目以降は変更があった場合のみ）
- エ 工事完成写真（２年度目以降は変更があった場合のみ）
- オ 当該産業施設等に係る交付申請年度分の固定資産税名寄帳兼課税台帳の写し
- カ 当該産業施設等に係る交付申請年度分の償却資産種類別明細書の写し
- キ 交付申請年度分の市税納税証明書
- ク 特別徴収実施確認書兼誓約書（様式第５号）
- ケ その他市長が必要と認める書類

(２) 新規雇用奨励金 新設し，又は増設した産業施設等が操業を開始した日から１年経過後の最初の１月１日から１月以内に，新規雇用奨励金交付申請書（様式第６号）に次に掲げる書類を添付して提出すること。

- ア 新規雇用者を雇用していることを確認できる書類（雇用保険加入者一覧表等の写し）
- イ 新規雇用者であることを確認できる書類（雇用契約書等の写し）
- ウ 新規雇用者が当該産業施設等に専従していることを確認できる書類
- エ 新規雇用者の個人情報を確認するための同意書
- オ その他市長が必要と認める書類

(３) 施設整備奨励金 新設し，又は増設した産業施設等が操業を開始した日から１年経過後の最初の１月１日から１月以内に，施設整備奨励金交付申請書（様式第７号）に次に掲げる書類を添付して提出すること。

- ア 当該産業施設等の施設整備に要した費用を確認できる書類

イ その他市長が必要と認める書類

(4) 土地取得奨励金 新設し，又は増設した産業施設等が操業を開始した日から1年経過後の最初の1月1日から1月以内に，土地取得奨励金交付申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添付して提出すること。

ア 当該産業施設等の土地の取得に要した経費の支払が完了していることを確認できる書類

イ 当該産業施設等の土地の登記簿謄本

ウ その他市長が必要と認める書類

（奨励金の交付決定）

第8条 市長は，前条の規定による交付申請書を受理したときは，これを審査し，奨励金を交付することが適当であると決定したときは，企業立地奨励金交付決定通知書（様式第9号），新規雇用奨励金交付決定通知書（様式第10号），施設整備奨励金交付決定通知書（様式第11号）又は土地取得奨励金交付決定通知書（様式第12号）により申請者へ通知する。

（奨励金の交付時期）

第9条 企業立地奨励金は，新設し，又は増設した産業施設等の固定資産税額が確定した最初の年度から5年間，各年度の末日までに交付する。

2 新規雇用奨励金は，条例第6条第2項に規定する要件を満たした年度の末日までに交付する。

3 施設整備奨励金は，条例第6条第3項に規定する要件を満たした年度の末日までに交付する。

4 土地取得奨励金は，条例第6条第4項に規定する要件を満たした年度の末日までに交付する。

（変更等の届出）

第10条 条例第7条各号に掲げる場合の届出は，それぞれ事業計画変更届（様式第13号），工事完了届（様式第14号），操業

開始届（様式第15号）、工事休止（廃止）届（様式第16号）又は操業休止（廃止）届（様式第17号）によって行わなければならない。

（事業の承継の届出）

第11条 条例第9条の規定による事業の承継の届出は、事業承継届（様式第18号）に事業の承継を証する書類を添えて行わなければならない。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大柿町企業立地奨励条例施行規則（平成5年大柿町規則第5号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年2月28日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月14日規則第8号）

（施行期日）

第1条 この規則は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

第2条 平成28年4月1日までに、江田島市企業立地奨励条例の一部を改正する条例（平成28年江田島市条例第10号）による改正前の江田島市企業立地奨励条例の規定により指定を受けた奨励事業者については、なお従前の例による。

様式第1号（第3条関係）

企業立地奨励事業者指定申請書

年 月 日

江田島市長 様

住 所

事業所名

代表者名

㊟

電話番号

江田島市企業立地奨励条例第3条第1項の規定による奨励事業者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 産業施設等の名称

2 産業施設等の所在地

3 新設・増設の別

4 事業の内容

(1) 主たる業種

(2) 主な製品等の内容

5 土地取得の状況

(1) 取得年月日 年 月 日

(2) 面 積  $m^2$

(3) 価 格 千円

(4) 購入・賃貸の別

6 産業施設等の配置計画

- |                 |   |   |                |
|-----------------|---|---|----------------|
| (1) 着工予定年月日     | 年 | 月 | 日              |
| (2) 竣工予定年月日     | 年 | 月 | 日              |
| (3) 操業開始予定年月日   | 年 | 月 | 日              |
| (4) 産業施設等の延べ床面積 |   |   | m <sup>2</sup> |
| (5) 建物の構造等      |   |   |                |

7 投資内訳

- |            |             |
|------------|-------------|
| (1) 土地取得費  | 千円 (賃貸を除く。) |
| (2) 家屋取得費  | 千円          |
| (3) 機械設備費  | 千円          |
| (4) 土地造成費等 | 千円          |
| 計          | 千円          |

8 常勤の従業員数

- |                      |   |
|----------------------|---|
| (1) 新規雇用予定者数         | 人 |
| (2) (1)のうち市内新規雇用予定者数 | 人 |

(添付書類)

- (1) 事業計画書
- (2) 公害防止対策計画書及び環境保全対策計画書
- (3) 法人登記簿謄本又は住民票抄本
- (4) 定款又は規約
- (5) 土地の登記簿謄本
- (6) 土地の売買契約書の写し又は賃貸契約書の写し
- (7) 産業施設等の配置図及び設計図
- (8) 従業員の雇用に関する計画書
- (9) 事業継続誓約書 (様式第2号)
- (10) 市長が必要と認める書類

様式第2号（第3条関係）

事業継続誓約書

年 月 日

江田島市長 様

住 所

事業所名

代表者名

㊥

江田島市企業立地奨励条例第4条第3号の要件を遵守すること，及び同条例第8条第1号の規定に該当した場合には既に受け取った奨励金を返還することについて，誓約します。



様式第3号（第4条関係）

企業立地奨励事業者指定通知書

第 号  
年 月 日

（奨励事業者） 様

江田島市長



年 月 日付で申請のあった奨励事業者の指定については、江田島市企業立地奨励条例第3条第1項の規定により、次のとおり指定します。

- 1 指定の対象とする産業施設等の所在地及び名称
- 2 実施する奨励措置
- 3 指定の条件
  - (1) 奨励事業者について、次のいずれかに該当する事由が発生したときは、遅延なくその旨を市長に届け出ること。
    - ア 申請事項（事業計画、公害防止協定その他の主要事項）の変更
    - イ 工事の完了
    - ウ 操業の開始
    - エ 工事の休止又は廃止
    - オ 操業の休止又は廃止
  - (2) 合併、譲渡、相続等により事業を承継しようとする場合において、引き続き奨励事業者の指定を受けるときは、市長に届け出ること。
  - (3) 奨励事業者が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことがあること。
    - ア 指定基準に適合しなくなったとき。
    - イ 江田島市企業立地奨励条例第7条の規定による届出をしなかったとき。
    - ウ 産業施設等をその事業以外の用途に供したとき。
    - エ 虚偽の申請その他不正の手段によって指定を受けたとき。
    - オ 納期限内に市税等市に対する納付金を完納しないとき。
    - カ 江田島市企業立地奨励条例及び江田島市企業立地奨励条例施行規則に違反する行為があったとき。

様式第4号（第7条関係）

企業立地奨励金交付申請書

年 月 日

江田島市長 様

（奨励事業者）住 所

事業所名

代表者名

㊟

年 月 日付け 第 号による奨励事業者の指定に基づく  
年度江田島市企業立地奨励金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請し  
ます。

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- （1） 事業報告書（事業開始の年度にあつては申請する日までの事業報告）
- （2） 建物の登記簿謄本（2年度目以降は変更があつた場合のみ）
- （3） 建築基準法に基づく検査済証の写し（2年度目以降は変更があつた場合のみ）
- （4） 工事完成写真（2年度目以降は変更があつた場合のみ）
- （5） 産業施設等に係る交付申請年度分の固定資産税名寄帳兼課税台帳の写し
- （6） 産業施設等に係る交付申請年度分の償却資産種類別明細書の写し
- （7） 交付申請年度分の市税納税証明書
- （8） 特別徴収実施確認書兼誓約書（様式第5号）
- （9） その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第7条関係）

特別徴収実施確認書兼誓約書

年 月 日

江田島市長 様

(奨励事業者) 住 所  
事業所名  
代表者名

㊟

江田島市における特別徴収の実施について、次の事項について確認してください。

所在地（住所）	
法人名称（屋号）	
代表者氏名	
電話番号	
指定番号	

当事業所は、地方税法第321条の4第1項の規定により、現在、江田島市の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について特別徴収を実施しています。

当事業所は、 年度から、地方税法第321条の3第1項の規定により、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、地方税法第43条の規定による特別徴収額の決定通知書を送付してください。

※ 該当する「」に、「」印を記入してください。

※ 個人事業者の方は、江田島市市民生活部税務課の確認を受ける際、次の書類の添付が必要です。

確定申告書に添付する「収支内訳書」の写し又は「青色申告決算書」の写し（いずれかの書類の「給与賃金の内訳」部分を確認します。）

-----  
上記のとおり確認しました。

年 月 日

税務課確認印

税務課確認印

様式第6号（第7条関係）

新規雇用奨励金交付申請書

年 月 日

江田島市長 様

（奨励事業者）住 所

事業所名

代表者名

㊞

年 月 日付け 第 号による奨励事業者の指定に基づく江田島市  
新規雇用奨励金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 円  
（常勤の市内新規雇用者数 人× 万円）

2 添付書類

- （1） 新規雇用者を雇用していることを確認できる書類（雇用保険加入一覧表等の写し）
- （2） 新規雇用者であることを確認できる書類（雇用契約書等の写し）
- （3） 新規雇用者が産業施設等に専従していることを確認できる書類
- （4） 新規雇用者の個人情報を確認するための同意書（人数分）
- （5） その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第7条関係）

施設整備奨励金交付申請書

年 月 日

江田島市長 様

（奨励事業者）住 所

事業所名

代表者名

㊟

年 月 日付け 第 号による奨励事業者の指定に基づく江田島市  
施設整備奨励金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- （1）産業施設等の施設整備に要した費用を確認できる書類
- （2）その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第7条関係）

土地取得奨励金交付申請書

年 月 日

江田島市長 様

（奨励事業者）住 所

事業所名

代表者名

㊟

年 月 日付け 第 号による奨励事業者の指定に基づく江田島市  
土地取得奨励金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- （1） 産業施設等の土地の取得に要した経費の支払が完了していることを確認できる書類
- （2） 産業施設等の土地の登記簿謄本
- （3） その他市長が必要と認める書類

様式第9号（第8条関係）

企業立地奨励金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

（奨励事業者） 様

江田島市長



年 月 日付けで申請のあった 年度企業立地奨励金については、交付することが適当であると決定したので、江田島市企業立地奨励条例施行規則第8条の規定により通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- （1） この奨励金は、江田島市企業立地奨励条例に基づく奨励金事業（以下「事業」という。）の経費以外に使用しないこと。
- （2） 事業計画を変更したときは、市長に届け出ること。
- （3） 事業を休止し、又は廃止したときは、市長に届け出ること。
- （4） 事業に要した経費の収支については、その都度、証拠書類を取り揃え、所定の帳簿にその収支の出納について明確に記入しておくこと。
- （5） この奨励金の交付の条件に違反した場合等において、奨励金の全部又は一部の返還を命じられたときは、当該返還に応じること。

様式第10号（第8条関係）

新規雇用奨励金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

（奨励事業者） 様

江田島市長



年 月 日付けで申請のあった新規雇用奨励金については、交付することが  
適当であると決定したので、江田島市企業立地奨励条例施行規則第8条の規定により通知  
します。

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- （1） この奨励金は、江田島市企業立地奨励条例に基づく奨励金事業（以下「事業」という。）の経費以外に使用しないこと。
- （2） 事業計画を変更したときは、市長に届け出ること。
- （3） 事業を休止し、又は廃止したときは、市長に届け出ること。
- （4） 事業に要した経費の収支については、その都度、証拠書類を取り揃え、所定の帳簿にその収支の出納について明確に記入しておくこと。
- （5） この奨励金の交付の条件に違反した場合等において、奨励金の全部又は一部の返還を命じられたときは、当該返還に応じること。



様式第11号（第8条関係）

施設整備奨励金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

（奨励事業者） 様

江田島市長



年 月 日付けで申請のあった施設整備奨励金については、交付することが  
適当であると決定したので、江田島市企業立地奨励条例施行規則第8条の規定により通知  
します。

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- （1） この奨励金は、江田島市企業立地奨励条例に基づく奨励金事業（以下「事業」という。）の経費以外に使用しないこと。
- （2） 事業計画を変更したときは、市長に届け出ること。
- （3） 事業を休止し、又は廃止したときは、市長に届け出ること。
- （4） 事業に要した経費の収支については、その都度、証拠書類を取り揃え、所定の帳簿にその収支の出納について明確に記入しておくこと。
- （5） この奨励金の交付の条件に違反した場合等において、奨励金の全部又は一部の返還を命じられたときは、当該返還に応じること。

様式第12号（第8条関係）

土地取得奨励金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

（奨励事業者） 様

江田島市長



年 月 日付けで申請のあった土地取得奨励金については、交付することが  
適当であると決定したので、江田島市企業立地奨励条例施行規則第8条の規定により通知  
します。

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- （1） この奨励金は、江田島市企業立地奨励条例に基づく奨励金事業（以下「事業」という。）の経費以外に使用しないこと。
- （2） 事業計画を変更したときは、市長に届け出ること。
- （3） 事業を休止し、又は廃止したときは、市長に届け出ること。
- （4） 事業に要した経費の収支については、その都度、証拠書類を取り揃え、所定の帳簿にその収支の出納について明確に記入しておくこと。
- （5） この奨励金の交付の条件に違反した場合等において、奨励金の全部又は一部の返還を命じられたときは、当該返還に応じること。

様式第13号(第10条関係)

事業計画変更届

年 月 日

江田島市長 様

(奨励事業者) 住 所

事業所名

代表者名

㊞

次のとおり事業計画を変更したので、江田島市企業立地奨励条例第7条第1号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

奨励事業者番号	年 月 日付け 第 号
変更事項	
変更年月日	年 月 日
変更理由	

(添付書類)

※ 変更に係る関係書類等

様式第14号（第10条関係）

工 事 完 了 届

年 月 日

江田島市長 様

(奨励事業者) 住 所

事業所名

代表者名

㊞

次のとおり工事を完了したので、江田島市企業立地奨励条例第7条第2号の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

奨励事業者番号	年 月 日付け			第 号
実 施 期 間	着手	年 月 日	完了	年 月 日
実 施 場 所				
実 施 概 要				

(添付書類)

工事実施清算書等

様式第15号(第10条関係)

操 業 開 始 届

年 月 日

江田島市長 様

(奨励事業者) 住 所

事業所名

代表者名

㊟

次のとおり操業を開始したので、江田島市企業立地奨励条例第7条第3号の規定により届け出ます。

奨励事業者番号	年 月 日付け 第 号
操業開始年月日	年 月 日
従 業 員 数	人 [ 新規雇用者 人 うち市内新規雇用者 人 ]
産業施設等の 事業概要	

様式第16号(第10条関係)

工事休止(廃止)届

年 月 日

江田島市長 様

(奨励事業者)住 所

事業所名

代表者名

㊞

年 月 日付け 第 号による奨励事業者の指定を受けましたが、  
工事を休止(廃止)しましたので、江田島市企業立地奨励条例第7条第4号の規定により  
届け出ます。

1 休止(廃止)した年月日

2 休止(廃止)した事由

様式第17号（第10条関係）

操 業 休 止（廃 止）届

年 月 日

江田島市長 様

（奨励事業者）住 所

事業所名

代表者名

㊞

年 月 日付け 第 号による奨励事業者の指定を受けましたが、  
操業を休止（廃止）しましたので、江田島市企業立地奨励条例第7条第5号の規定により  
届け出ます。

1 休止（廃止）した年月日

2 休止（廃止）した事由

様式第18号(第11条関係)

事業承継届

年 月 日

江田島市長 様

住 所

事業所名

代表者名

㊟

次のとおり奨励事業を承継したいので、江田島市企業立地奨励条例第9条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

奨励事業者番号	年 月 日付け 第 号
承継年月日	年 月 日
理 由	
承継前 の奨励 事業者	住 所
	事業所名
	代表者名

(添付書類)

- 1 法人登記簿謄本又は住民票抄本
- 2 定款又は規約
- 3 その他承継の事実を確認できる書類



様式第 1 号 (第 3 条 関係)

様式第 2 号 (第 3 条 関係)

様式第 3 号 (第 4 条 関係)

様式第 4 号 (第 7 条 関係)

様式第 5 号 (第 7 条 関係)

様式第 6 号 (第 7 条 関係)

様式第 7 号 (第 7 条 関係)

様式第 8 号 (第 7 条 関係)

様式第 9 号 (第 8 条 関係)

様式第 10 号 (第 8 条 関係)

様式第 11 号 (第 8 条 関係)

様式第 12 号 (第 8 条 関係)

様式第 13 号 (第 10 条 関係)

様式第 14 号 (第 10 条 関係)

様式第 15 号 (第 10 条 関係)

様式第 16 号 (第 10 条 関係)

様式第 17 号 (第 10 条 関係)

様式第 18 号 (第 11 条 関係)